

東日本大震災により中断した実務実習への対応に関する
病院・薬局実務実習中央調整機構委員会の考え方

東日本大震災により被災地および周辺の学生が第Ⅲ期実務実習の中断を余儀なくされました。このことに対して文部科学省より「東北地方太平洋沖地震により被災した学生等への配慮等について（通知）」（22文科高第1254号；平成23年3月14日）が呈示され、その中で中断した実務実習に対しては弾力的な対応を求めました。

薬学教育協議会病院・薬局実務実習中央調整機構委員会は「資格を伴う学部に関して弾力的に取り扱うこととは、安易に単位を認めるのではなく、中断した学生が不利益とならないように残りの6年次で大学側は補講等の措置をとるなどの努力をすること」で意見が一致しました。

また、平成23年度実習は既に決定した日程通りに行いますが、東北地区内の一部は実習施設の被災と交通障害などにより平成23年度実務実習を第Ⅰ期から開始するのが困難な状況であります。そのため、学生が実習を希望した施設では「東北地区内で被災していない病院施設においては受入人数を増加すること、および薬局施設においては同時に受け入れる学生数の枠の2名を暫定的に取り外すこと」を要望します。さらには、「東北地区外の実習施設が被災地の学生を積極的に受け入れていただくこと」を要望することとなりました。

未曾有の大災害に見舞われている最中ではありますが、新しい薬剤師育成のために関係各位のご尽力を是非ともお願いいたします。

平成23年5月26日

一般社団法人 薬学教育協議会 代表理事
病院・薬局実務実習中央調整機構委員会委員長
望月 正隆